

○福岡都市圏南部環境事業組合負担金条例施行規則

〔平成27年3月24日〕
規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡都市圏南部環境事業組合負担金条例(平成18年条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(負担金の予算計上方法)

第3条 管理者は、条例第2条から第4条までに規定する算出方法により、負担金を当初予算に計上するものとする。

(負担金の納入方法)

第4条 関係市は、管理者が指定する期日までに、管理者が発する納入通知書により負担金を納入するものとする。

(負担金の精算)

第5条 負担金は、条例第2条から第4条までに規定する算出方法により精算し、翌々年度当初予算において計上する負担金と調整するものとする。

(自己搬入廃棄物の受入費用の精算)

第6条 条例第4条第3項の規定による精算は、当該年度における関係市に係る手数料の額に応じた割合で行い、翌々年度当初予算において計上する負担金と相殺するものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(負担金の予算計上方法の特例)

2 平成28年度当初予算における事業費及びその他の経費に係る負担金の予算計上額は、第3条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までの期間に係る事業費及びその他の経費に係る負担割合により定めた額とする。

附 則 (平成30年10月1日規則第3号)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。